

# 教育委員会議事録

令和3年6月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録  
(令和3年6月定例会)

- 1 日 付 令和3年6月25日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江  
教育委員 海野 恵子 教育委員 酒井 道子  
教育委員 濱田 望
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 澤田 英之  
教育部専任参事 萩原 明美 教育部参事兼教育総務課長 中込 紀美子  
就学支援課長兼指導主事 小林 丈記 教育部参事兼教育支援課長兼指導主事 坂野 千幸  
教育支援課教育支援担当課長兼指導主事 浅井 大輔 学び支援課長 山田 敦司  
教育総務課施設係長 瀬戸 圭一 就学支援課就学支援係長 村上 由利子
- 5 書 記 教育総務課課長補佐兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第15号 令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第2 報告第16号 海老名市立小学校及び中学校体育施設の空調設備利用に係る実費徴収要綱の制定について
- 日程第3 報告第17号 海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱の制定について
- 日程第4 議案第22号 海老名市教育委員会会議規則等の一部改正について
- 日程第5 議案第23号 海老名市教育委員会公印規程及び海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について
- 日程第6 議案第24号 海老名市学校施設再整備計画について
- 日程第7 議案第25号 令和4年度使用教科用図書(中学校社会・歴史的分野)の採択について
- 日程第8 議案第26号 令和3年度海老名市奨学生の決定について
- 8 閉会時刻 午後4時03分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。これより教育委員会6月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴者につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させていただきます。

今会の署名委員は、平井委員、濱田委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは初めに、**教育長報告**をいたします。

主な事業報告でございます。

5月24日(月)は、前回の教育委員会5月定例会がありました。その日に不登校支援団体「まなピタネット」面談がありました。

25日(火)は、リサイクル石鹼寄附に係る業者対応でございます。今後、海老名市の小中学校にSDGsに関わってリサイクルの石鹼を寄附したいということで、その対応を行ったところでございます。

26日(水)は、市教委・校長連絡会がございました。中新田の「榎かどや」足踏み式消毒液スタンド寄贈をいただいたところでございます。これは新聞等にも掲載されました。また、週部会がありました。

27日(木)は、リコージャパン(株)との協定に関する意見交換ということで、協定に関しては教育委員会で皆さんに御承認いただいたのですが、その関係で改めてお話し合いをしたところでございます。

28日(金)は、市長定例記者会見、臨時最高経営会議がありました。新型コロナウイルス感染症対策本部会議がありました。

31日(月)は、ワクチン接種に係る学校管理職説明会ということで、教職員のワクチン接種をどう進めるかを説明したところでございます。

6月1日(火)から、市議会第2回定例会本会議(開会)でございます。一般質問部内調整を行いました。

2日(水)は、朝のあいさつ運動(海老名小学校)に行きました。腎健クリニックに学童保育従事者ワクチン接種開始視察に行ったところでございます。また、週部会を行いました。

した。

3日（木）は、一般質問市長ヒアリング、新型コロナウイルス感染症対策本部会議、連合運動会実行委員会がありました。

4日（金）は、6月校長会議、不登校支援団体「ぼちぼち」面談がありました。不登校については、今年度、えびなっ子しあわせプランにも柱として出しております。不登校支援団体の方と面談をして、できれば7月には意見交換会のようなものを開催したいと考えているところでございます。

5日（土）は、学校緊急地震速報放送システム誤作動対応ということで、朝早くにFM放送が学校の放送で流れて、校外にも流れたということがありました。この仕組みについて、施設係長、説明してくれますか。

**○施設係長** 緊急地震速報や緊急警報、津波の情報などをFM電波からキャッチすると、校内・校外のスピーカーから放送が流れるシステムが学校にあるのですが、FMヨコハマのラジオで緊急警報と同じ音階の音楽が電波で流れたことによりそれが誤作動してしまったというものでございます。また、本来緊急警報は始まりと終わりの合図があり、音が自動的に止まるのですが、今回はそれが無かったため、そのままラジオが学校の放送で流れて続けてしまうという状況でございました。

**○伊藤教育長** 本来、FMでは流してはいけない曲だったようです。反応してしまいますので。学校としては何らかの不測の事態のときに、子どもたちや教職員が察知できるよう、放送が流れるようなシステムが入っていたということです。

この日はひびきあい塾開講式がございました。単P会長会もございました。

裏面に行って、6日（日）は、教職員・学校関係者ワクチン接種開始視察に行ったところでございます。

7日（月）は、通級教室要望回答・意見交換ということで、市内にあることばと情緒の通級教室の方々との意見交換会を行いました。今までは来ていた要望書にただ紙で回答していたのですが、しっかりと会って話し合いをしようということで、私が行って、意見交換をしたところでございます。

8日（火）は、予算決算常任委員会（文教社会分科会）があったところでございます。また、海老名市奨学生選考委員会が行われました。それから、ヤングケアラー啓発リーフレット打合せを行ったところでございます。これについては今作っているのですが、今学期中には各中学校に啓発リーフレットを配りたいと考えております。厚生労働省が各中学

校、高校に調査をしたら、海老名市は80パーセント以上の子がその言葉を知らないということでしたので、実態調査をする前に、ヤングケアラーとは何かを子どもたちに知らせる必要があるということで取り組んでいるところでございます。今はまだ予定の段階ですが、手書きで絵がついているようなリーフレットを作っています、それをまず子どもたちに渡します。表面には海老名の子どもたちへ、ヤングケアラーとはこういうことだよ、と書いて、裏面にはみんなは守られる存在なのだよ、という子どもの権利条約を書いて、こういうところに相談できるよ、というリーフレットをまず配ろうと準備しているところでございます。

9日（水）は、教育支援委員会がございました。道徳科指導力向上研修会、週部会がございました。

10日（木）は、6月教頭会議がありました。

11日（金）は、学校ICT活用推進委員会がございました。

14日（月）、15日（火）は、第2回定例会本会議（一般質問）があったところでございます。

15日（火）は、臨時最高経営会議がございました。

16日（水）は、学校支援事業打合せでございます。学校施設再整備計画打合せも行いました。週部会がありました。

17日（木）は、海老名商工会議所青年部による図書寄贈式がございました。これは新聞に掲載されたのですが、海老名商工会議所がお金に関する本を作って、それを小中学校に寄贈されるということで、寄贈式がありました。

18日（金）は、市議会第2回定例会本会議（閉会）があったところでございます。

21日（月）は、皆さんに来ていただいて教育課題研究会がありました。湘北教職員組合執行委員長面談がありました。

22日（火）は、社会教育委員会議がありました。最高経営会議、授業改善実践推進委員会がございました。

23日（水）は、青少年健全育成連絡協議会がございました。また、タウンニュース社記者面談ということで、夏休みに海老名版の子ども新聞を発行したので、その話をしに来ました。座間市、綾瀬市、海老名市の3市でタウンニュースは発行されているのですが、海老名だけはずっと子ども新聞も発行されているという状況です。

24日（木）は、市長定例記者会見がございました。

25日（金）は、本日ですが、教育委員会6月定例会でございます。朝、東柏ヶ谷小学校運動会視察に行っていました。その後、学校地域ネットワークづくり運営委員会がございました。運動会ができて良かったと思っています。二部制で、低学年の部と高学年の部に分かれるのですが、会議が10時からありましたので、私が行ったのは朝だけでした。1年生のダンスがあったのですが、とてもかわいくて、この忙しい中、少し心がほっとしました。

私の感想としては、やはり子どもたちはすごい力を持っているなと思います。大人の我々は子どもたちに勇気や感動を与えてもらっていますが、彼らは意図していないのです。そういう存在なのだなどと改めて感心したところでございます。

主な事業報告について何かありましたらお願いいたします。

○海野委員 先ほど教育長からお話しいただいたヤングケアラーのことなのですが、議会で教育長がすぐ、リーフレットを作りますとおっしゃったのを見て、感動しました。質問中にお答えできたということで、市民の皆さんも安心されたでしょうし、今まではヤングケアラーという存在は発見しにくかったと思うのですが、この取組によって海老名市はとも進歩したのではないかと思います。

○伊藤教育長 ありがとうございます。やれることはすぐやります。

○酒井委員 最近、学校連携観戦チケットの取扱いをどうするかという話題をよくニュースでも見かけるので、教育長のお考えをお聞かせ願えますか。

○伊藤教育長 その件に関しましては、後ほどのご回答でよろしいでしょうか。

○酒井委員 はい。

○濱田委員 5月27日に行われたリコージャパン㈱との協定に関する意見交換会に関してですが、協定内容は粛々と進められているのかどうか、現状の進捗状況はどのようになっているのか教えていただければと思います。

○伊藤教育長 1つは、今泉小学校の増築に関わって、ICTに関する助言をいただいているところでございます。実際私も様々な機器をリコージャパン㈱から持ってきてもらって、こどもセンターの3階の広い場所などでデモンストレーションしていただきました。購入するかどうかは別の問題として、こういう機器がありますということで。その中で私が一番感激したのは、プロジェクターは通常白い壁面にまっすぐ映すではないですか。それがどんな方向にも映って、床面にも映すことができるものがあったのですよ。地図などを床面に映して、子どもたちに校区の探検の話合いをさせたらすごく勉強になるなと思い

ました。今泉小学校は中央がオープンスペースとなっておりますので、そういうところにみんなで集まって、床に映像を映して話し合い活動ができれば面白いですね。1人1台端末というGIGAスクール構想で、実はリコージャパン(株)は、神奈川県内ではシェアがないのですが、日本全国で考えると相当数のシェアを持っているらしいのです。そこで話を聞いてみると、やはり日本中の各学校が1人1台端末の活用で様々な問題点を持っているようでして、リコージャパン(株)としてはほかの都道府県の情報に海老名市へ共有することはできませんということが新しく意見交換会で分かったので、とても有意義に進んでいるところでございます。

○濱田委員 新しい取組なので、乗り越えなければいけない色々な課題があると思います。そういうものは専門業者と現場とで意見交換しながら解決して、よりよいものを早く提供できると良いですね。協定を締結した意義が高まってきているのではないかと思います。ありがとうございます。

○平井委員 6月7日(月)に通級教室要望回答・意見交換が開催されているのですが、概要をお知らせいただきたいと思います。

○教育支援担当課長 こちらは、ことばの教室を運営している柏ヶ谷小学校、杉久保小学校及び有馬小学校、そだちの教室の関係で海西中学校から、今の指導を整理する中で主に環境整備の問題やチーム体制の問題などについて各校から要望をいただいたところでございます。

○伊藤教育長 有馬小学校、海西中学校で通級教室を開始したのですが、巡回型となると先生が学校を回らなければいけないので、そこでの不都合が出てくるということでした。本来であれば全ての学校にあれば良いのです。そこまではいかなくても、例えば中学校だったらもう1校ぐらい増やしても良いかなと思っています。今は海西中学校だけなのですが、もう1校ぐらいあると、巡回の頻度が半分になるから、教職員の配置は、希望する、ニーズを抱える保護者、子どもたちの数によって可能なので、そういうものを拡大していく方向が一番だということで、それについては今後お互いに話し合って、拡大を進めていきましょうという結論になりました。

○平井委員 小学校から中学校につなぐことという面が今まであまり充実していなかったもので、そういう方向でやっていただけたらありがたいと思います。

○伊藤教育長 では、主な事業報告はよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 続きまして「**2**学校トイレに生理用品を置くことについて」でございます。これは、議員さんからも要望をいただいたものですが、私自身も4月の当初からこのことについては様々な面で色々なことを思っていたのです。ですので、その思いや考えを改めてここで出させていただきました。

市議会第2回定例会（6月議会）については、上程された議案、また、補正予算が全て承認可決され、18日に閉会となりました。一般質問の概要については教育部長から、次回の教育委員会定例会で報告させていただきますが、その中で3名の議員から学校トイレに生理用品を置くことについての質問がありました。そのことで、私が思うのは学校給食のこともそうなのですが、子どもたちは学校の中で、学習とか、生活とか、部活動なら部活動に集中してほしいと思っているのです。だから、それ以外の心配事はないほうが良いと基本的に考えております。私は、有馬中学校に勤務していたのですが、有馬中学校は校舎の構造が少し特殊な学校で、昇降口の一番近くに校長室があるのです。ほとんどの学校はそういうことはなく、校長室は奥にあるのですが、有馬中学校だけは昇降口の目の前に校長室があって、職員室があるのですよ。私の仕事のスタイルは朝早いので、校長室の窓を開けて、扉もいつも全開ですので、机を拭いたりして仕事を始めるのです。子どもたちは登校する時にその前をどんどん通ってくるのですが、耳を傾けていると、子どもたちは色々な話をしているのです。家庭のこととか、友達のこととか、何に困っているとか、今日の朝は髪形が決まらなくて本当に嫌だ、この髪形どう、とか、お互いに話しています。ああ、子どもって、こういうものなのだなと思って。中には、私が校長だと分かっているはずなのですが、この学校はどうなっているのよと窓を開けて言う子がいたり、何々先生ひどいから何とかしてよ校長先生とか言う子がいたり、いろんなことを言うてくるのですよ。子どもたちは我々が想像するよりも様々な思いや考えを持っていて、色々なことで困っていて、そういう中で生活しているのだなということがすごく記憶の中にあるのです。だから、生理用品の話もそうなのですが、学校の先生方の視点から見たものとは違う子どもたちの困り感とか、色々な思いがそこには絶対あるだろうと思っています。

給食についても、私が校長だった頃は、給食の時間にいなくなる子がいたのです。その子はお弁当を持ってきていなかったのですよ。私の力でなんとかできる子はしていたのですが、そういう悩みを話せない子もいて、これはちょっときついなと思って。子どもたちって、家庭のことは自分で変えられません。自分で前向きに変えられることはたくさんあるのですが、自分では変えられない心配や不安があって、それを抱えたまま学校に来てい



るなということがあったので、例えば生理用品のことについても、その範疇かなと思っていました。だから、この話の始まりはコロナ禍の中での貧困が1つの要因としてあったのですが、私はもう貧困などではなくて、やはり子どもたちが困っているということが実際あるのだろうと感じていました。

実を言うと、この件については養護教諭に事前に話を聞いたのです。そうしたら、養護教諭としては、私たちが保健室でしっかりと対応しているから大丈夫です、それ以上に衛生面や管理面で問題があるから、これはやめたほうが良いという意見がほとんどだったのです。でも、そのときに思ったのは、学習もそうなのですが、学校って、簡単に言うと教員主体の物の考え方が通るのですよ。子どもたち主体で物事を見る感覚がすごく少ない。全ての子どもが本当に先生に相談できているかという、そうではない状況もあるのだろうと思うのです。養護教諭のみなさんが悪いという意味ではなくて、それはそれで正しいとも思っていて、これからの社会を生きていく以上、自分のことを人に伝えて、解決できる人間を育てているという側面も確かに学校にはありますので。

でも、本当にそれでさっきのような子どもたちの論理が通るかという、通らないので、ある意味で、管理する側の教職員の視点で全て定めるのではなくて、生活する子ども側の視点から物事を考えるのも1つの方法で、それが生理用品を置くことにもつながるかなということで、私自身は進めようと思っているところでございます。7月中には全小中学校で実施するというので、私の思いとしては、トイレトペーパーなどの衛生用品と同じように、学校のトイレには困った人のために生理用品が置いてあるということが普通になるというか、そのような学校施設であってほしいと考えているところでございます。

こちらについては以上でございます。

また、先ほど酒井委員からありました学校連携観戦チケットについてでございます。昨日、市長定例記者会見があつて、記者からオリンピック・パラリンピックの学校連携観戦チケットを海老名市はどう扱うのですかという質問があつて、私から答えて、今日、一部新聞には報道されています。現時点では、海老名市としては観戦チケットを活用して、安全対策をして、子どもたちに観戦させたいという方向で進めています。今回については教育課程、学校の行事ではありません。でも、学校行事、昨年度の修学旅行や野外教育も同じような姿勢で進んできましたので、この後、感染状況が本当に厳しくなったときにはどこかで決断しなければいけないとは思っています。ただ、今の時点では、どんな形で子どもたちが安全・安心に観戦できるか。その点を追求して、進めてまいりたいと考えていま

すので、何か御意見があったらお聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○酒井委員 他市では中止になっているところも多くあって、実施するところも方法が学校単位だったり、全員が行くという姿勢でやっている自治体もある中で、海老名市は希望者を募って、保護者の方が安全を確認しながら行くという姿勢ですよね。教育長がおっしゃったように、判断をする機会はまだあるので、それまで可能性を残しておくということに私は賛成します。

○伊藤教育長 では、この件についてはそのような方向でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

---

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第15号、令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱についてでございます。

それでは、説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページを御覧ください。報告第15号、令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱についてでございます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容についてご説明いたします。3ページをご覧ください。まずは、令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職（学校運営協議会委員）でございます。今回、海老名市立小中学校より変更の申出があり、新たに非常勤特別職を委嘱したため、ご報告申し上げるものでございます。学校運営協議会委員は、学校運営に必要な支援及び協力を行うことが職務となっております。委嘱期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。前任者の残任期間として委嘱するものでございます。

なお、令和3年5月1日付で1名、令和3年5月6日付で1名委嘱を行ったところでございます。

それでは、資料をおめくりください。資料5ページは有馬小学校の学校運営協議会委員名簿でございます。新たに委嘱を行ったのが8番の遠藤一義校長でございます。

続きまして、資料をおめくりいただきまして、6ページは中新田小学校の学校運営協議会委員名簿でございます。5番、地域住民の山本源さん、7番、小菌洋教頭、8番、河野

康教務担当教諭でございます。

7 ページが東柏ヶ谷小学校の学校運営協議会委員名簿でございます。新たに委嘱を行ったのは、6 番、佐藤充明さん、学校運営に資する活動を行う者でございます。こちらの方は令和 3 年 5 月 6 日付で委嘱を行ったところでございます。

続きまして、8 ページは海老名中学校の学校運営協議会委員名簿で、7 番、小松聡さん、地域住民の方でございます。こちらの方は令和 3 年 5 月 1 日に委嘱を行いました。

9 ページが柏ヶ谷中学校の学校運営協議会委員名簿でございます。1 番、竹本弥生さん、学識経験者、11 番、金佳孝教頭を新たに委嘱を行ったところでございます。学校運営協議会委員につきましては以上でございます。

続きまして、資料11ページをご覧ください。次は、令和 3 年度海老名市教育委員会非常勤特別職（海老名市社会教育委員）の委嘱についてでございます。社会教育委員は、社会教育に関して教育委員会に意見を具申し、また、社会教育に関する諸計画を立案するのが職務となっております。委嘱期間は、令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの 1 年間となっております。

資料13ページを御覧ください。資料13ページが令和 3 年度海老名市社会教育委員委嘱対象者名簿でございます。1 番、麻生仁柏ヶ谷小学校校長でございます。新規の委嘱でございます。2 番、井澤一さんでございます。社会教育関係者（海老名市文化団体連合会代表）といたしまして継続の委嘱でございます。3 番、小俣隆史さん、学識経験者（元社家小学校 P T A 会長）でございます。継続での委嘱でございます。4 番、金指喜郎さん、社会教育関係者（海老名市 P T A 連絡協議会代表）でございます。新規で委嘱いたしましたところでございます。5 番、栗山明郎さん、社会教育関係者（海老名市自治会連絡協議会代表）で、継続での委嘱でございます。6 番、中谷美砂さん、社会教育関係者（海老名市スポーツ協会代表）で、継続での委嘱でございます。7 番、中野隆則さん、学識経験者（元青少年児童委員連絡協議会会長）で、継続での委嘱でございます。8 番、橋本絵美里さん、家庭教育の向上に資する活動を行う者（柏ヶ谷中学校 P T A 会長）で、継続での委嘱でございます。9 番、松島希さん、社会教育関係者（海老名市学童保育連絡協議会）で、今回新たに委嘱したところでございます。最後、10 番、山田信江さん、社会教育関係者（海老名市社会スカウト連絡協議会代表）で、継続での委嘱でございます。

報告第15号につきましては以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対して、御質問等ありましたらお願いいたし

ます。

○海野委員 教育長報告に関連して、22日に社会教育委員会議が開催されたと思うのですが、その内容を教えていただけますか。

○学び支援課長 22日に行われました社会教育委員会議の内容についてご説明します。

今回が令和3年度第1回、初めてということでしたので、まず、教育長から委嘱を行っていただきまして、社会教育法や社会教育委員に関する例規等のご説明をさせていただきました。また、海老名市の社会教育計画をご説明いたしました。そして、その計画の中で社会教育デーを実施する計画になっておりますので、そちらのご説明、ご案内と今後の方向性を議論させていただきました。それから、会場は有馬図書館で行ったのですが、そちらの概要をご説明した後、館内を見学していただき、ご意見などをいただきました。

○伊藤教育長 社会教育委員会議は、図書館協議会の権能というか、機能も入っていますので、有馬図書館で開催して、有馬図書館から施設の説明をいただいて、ご質問があったということでございます。昨年度行ったえびなっ子いきいきシンポジウムのようなものや、できれば今回は様々な社会教育団体にブースを開いていただいて、子どもたちがそこで体験できるような社会教育デーを実施したいと今年度は考えていますので、その計画に向けての方向性を皆さんで確認させていただいたところでございます。

これについては非常勤特別職の委嘱ということでございますので、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第15号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第15号を承認いたします。

---

○伊藤教育長 次に、日程第2、報告第16号、海老名市立小学校及び中学校体育施設の空調設備利用に係る実費徴収要綱の制定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料15ページを御覧ください。報告第16号、海老名市立小学校及び中学校体育施設の空調設備利用に係る実費徴収要綱の制定についてでございます。本要綱の制定につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第

4条の規定により報告するものでございます。

報告理由をご覧ください。市内小中学校に設置いたしました空調設備につきまして、利用する際に要する実費額を徴収することを目的として、新たに要綱を制定したためでございます。

資料17ページをご覧ください。概要でございますが、令和2年度に市内小中学校3校の体育館に設置いたしました空調設備につきまして、その実費額をコインタイマーにより徴収したいことから、新たに要綱を制定したため、ご報告申し上げるものでございます。

なお、外部団体の空調設備の利用開始が7月1日からであるため、本要綱につきましては7月1日から施行するものでございます。

空調設置校は、こちらに記載の中新田小学校、上星小学校、柏ヶ谷中学校の3校でございます。

実費徴収額でございますが、1時間当たり200円を徴収したいと考えております。この200円を設定するに当たりましては、空調稼働で生じる1時間当たりの燃料費を次のとおり積算して、決定したところでございます。冷房料金であれば、まず、ガス料金といたしまして1時間当たり7.712立方メートルを消費する。その消費量に1立方メートル当たりの単価80.67円を乗じまして、さらに、負荷率45パーセントを乗じた結果といたしまして、1時間当たり279.9円となります。また、電気料金につきましても同様の積算を行ったところ、1時間当たり28.6円要することから、冷房の燃料費の合計は279.9円と28.6円を足して、1時間当たり308.5円となるものでございます。暖房につきましても同様の計算で積算いたしますと、暖房の燃料費は1時間当たり187.4円となります。冷房と暖房で燃料費が異なりますが、実費徴収額といたしましては年間を通じて同じ金額で徴収してまいりたいことから、冷房と暖房の燃料費の平均額といたします。(308.5円/h+187.4円/h) ÷ 2 = 247.9円/hが燃料費であることから、実費徴収額につきましては1時間200円といたしたいものでございます。

経過及び今後のスケジュールといたしましては、令和3年6月10日の政策会議、6月22日の最高経営会議で決定いたしまして、本日御報告申し上げます。

資料をおめくりいただきまして、19ページが海老名市立小学校及び中学校体育施設の空調設備利用に係る実費徴収要綱でございます。第1条といたしまして趣旨を定めております。「海老名市立小学校及び中学校の体育施設の空調設備を利用する際に要する実費の徴収に関し、必要な事項を定める。」。

第2条では実費負担及び実費額ということで、第2項といたしまして、「実費の額は、1時間当たり200円とする。」というものでございます。

第3条で実費の不徴収ということで「市が実施する事業で使用するとき。」「教育委員会が実施する事業で使用するとき。」「その他これに準ずるものとして市長が認めたとき。」には「実費は徴収しないものとする。」というものでございます。

実費の徴収方法は第4条で「学校体育施設に設置するコインタイマーにより行う。」と規定しております。

第5条では、既納実費の還付ということで「既納の実費は、還付しない。」。また、還付できることについて厳正に規定をしているものでございます。

資料をおめくりいただきまして、20ページをご覧ください。20ページの附則で「この要綱は、令和3年7月1日から施行する。」という規定でございます。

また、別表（第2条関係）といたしまして、実費徴収要綱が適用されるのは、上星小学校、中新田小学校、柏ヶ谷中学校の空調設備ということを規定しております。

説明は以上です。

○伊藤教育長 皆さんには中新田小学校の体育館を視察していただきましたが、上星小学校、柏ヶ谷中学校の体育館にも空調が設置されました。冷房の使用は7月1日からとなりますので、コインタイマーをつけて、1時間200円ということで、暑いときにいつでもつけることができます。根拠の計算は先ほど教育部長が説明したとおりでございます。

皆様から何かご質問等ありましたらお願いします。

○酒井委員 第3条第3号に実費を徴収しない条件として「市長が認めたとき。」とあるのですが、これは減免を求めるような様式があるのですか。

○教育部長 減免の様式等は定めておりませんので、第3条第3号を適用する際には、規約等で意思決定を行った上で徴収しないといった方向で対応するのが現実的かと考えております。

○伊藤教育長 私の想定としましては、避難所になったとき、市民の方が避難しているので、徴収は必要ないと思っています。市長が認めるというのはそういう状況のときですね。ふだんの授業のときはそんなにないと思うのです。だから、そういう書類等は今のところございません。

○酒井委員 例えば学校の授業なんかで使うときは何か鍵のようなもので管理するのですか。

○伊藤教育長 もちろん学校が使うときは支障が無いようになっています。学校の先生が授業をする時に実費を支払うようなことはございません。

○酒井委員 分かりました。

○濱田委員 もし分かったら教えていただきたいのですが、対象の今の3校以外にも学校施設の開放を行っていると思うのです。いろいろな団体が使うと、満遍なくというか、ほとんど埋まっているのではないかと想像するのですが、体育施設の利用条件はいかなものか、教えてください。

○施設係長 体育館につきましては、小学校ですと、平日だったら夕方や夜、土日だったら日中、また、中学校は部活がありますので夜だけになるのですが、ほぼ埋まっている状況でして、学校によっては若干、この日の1時間、2時間だけ空いているというような状況なので、ほとんど満員でございます。

○伊藤教育長 稼働率100パーセントに近いですよ。

○施設係長 はい。

○濱田委員 そうすると、利用している団体は、体育館ですから、大体がスポーツ団体だと思うので、人数的に利用者は結構多めなのではないでしょうか。利用者の負担というのは、当然公共施設の利用なので必要だと思うのですが、大人数で使えば、1時間200円でも負担は大きくはないのかなと思って聞いたのです。利用するのは団体ですよ。

○施設係長 はい。登録は最低5人からなので、必ず5人以上の団体でございます。

○濱田委員 分かりました。

○伊藤教育長 例えば小中学校だと、土日はスポーツ少年団のような団体、子どもたちが何十人も入っていますので、かなり多くの子どもたちが使っているという状況です。

○平井委員 7月1日からだと、もう日にちがあまりないと思うのです。外部団体への周知は今後どのようにしていかれるのですか。

○施設係長 体育館の利用に関する徴収料の納付書を送る事務がこれからありますので、そこに同封させていただく予定でございます。該当の施設が3校ですので、そちらについては以前からお問合せをいただいたりもしておりますので、個別にお問合せがあればお知らせしたいとは思っています。

○平井委員 学校開放に私も携わってきたことがあるのですが、最初が大事だと思うので、そのあたりの説明を丁寧にしてください。公共のものなので、学校とともに色々なことをやっていかなければいけない部分もあると思います。最初のところできちんと外部団

体には説明をお願いしたいと思います。

○伊藤教育長 分かりました。

それでは、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第16号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第16号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第3、報告第17号、海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料21ページをご覧ください。報告第17号、海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱の制定についてでございます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定によりご報告申し上げるものでございます。

報告理由でございますが、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、安全・安心な修学旅行を実施するために、感染防止対策に要する割増経費相当額についての補助金を交付することを目的として、新たに要綱を制定したものでございます。

資料23ページをご覧ください。概要はただいま申し上げたとおりでございます。

対象者ですが、本補助金の交付の対象は海老名市立小中学校の学校長とさせていただきます。

補助金の額は、小学校6年生の児童1人当たり2,500円、中学校3年生の生徒1人当たり7,500円を上限といたしまして、新型コロナウイルス感染防止に要した割増経費相当額について補助金を交付するというものでございます。

こちらにつきましても施行期日は、令和3年7月1日でございます。経過といたしましては令和3年6月22日の最高経営会議で決定いたしまして、本日御報告申し上げます。

資料をおめくりいただきまして、資料25ページからが補助金交付要綱でございます。主なところに絞って説明をさせていただきます。



まず、第1条が趣旨でございまして「海老名市立小学校及び中学校が実施する修学旅行を安全・安心に実施するために施す新型コロナウイルス感染防止対策に要する割増経費相当額を、予算の範囲内において補助金を交付する」というものでございます。

第2条では定義を定めておりまして、第2条第3号を御覧ください。割増経費というのは「修学旅行を安全・安心に実施するために施す新型コロナウイルス感染防止対策に伴い発生する交通費、宿泊費等の追加料金をいう。」ということで、昨年度の具体的な例で申し上げますと、小学校であれば、バスでの移動で密を避けるためにバスの台数を増やしたことや、中学校であれば、修学旅行先、現地で公共交通機関を利用しないで、移動についてはタクシーで行った際に掛かった交通費等がこの割増経費に該当するものと考えております。

第3条といたしまして、補助対象者は、学校長でございます。

第4条といたしまして、補助の対象として、第2条第3号で定めた割増経費とするということですが、「ただし、G o T o トラベル事業が実施され、修学旅行が割引対象となる場合には、補助の対象としないものとする。」ということで、昨年度と同様にG o T o トラベルキャンペーンが再開して、修学旅行が取り上げられたときと同じように35パーセント引きというような形になれば、この補助金の交付は行わないのですが、現状からすると、G o T o トラベルキャンペーンを再開するのは難しいだろうと思っております。

第5条、補助金の額は、小学校2,500円、中学校7,500円が上限でございます。

第6条の交付の申請以降につきましては、通常の補助金の交付要綱と同様の規定でございますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

最後に、28ページをご覧ください。28ページの附則の第2項といたしまして、この要綱の失効を定めております。「この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。」ということでございますので、本補助金の交付要綱につきましては今年度の時限措置というものでございます。

29ページ以降につきましてはそれぞれ様式を定めておりますので、後ほど高覧いただければと思います。

説明は以上です。

○伊藤教育長 この件については、補正という形で、市議会第2回定例会で議員の承認をいただいて、それを受けてその部分を実際に要綱という形で決めましたので報告するというものでございます。

皆様からご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○海野委員 昨年度は修学旅行が実施できて本当によかったと思いますが、その際はG o T oトラベルを利用して実施したと思うのです。中学校では費用は大体どのぐらいかかったのでしょうか。

○教育支援課長 この金額を算出するに当たって昨年度の実績、今年度の中学校の予算等を勘案しましてこの金額になったのですが、中学校だと、通常55,000円以内に収まるところが、70,000円を超えている状況でした。それがG o T oトラベルにより通常の年度内の金額に収まったということです。小学校のほうも通常20,000円以内には収まるのですが、昨年度は25,000円程度となっております。

○海野委員 お金がかかると思うので、今回、こういう補助金があれば保護者も助かると思います。

○伊藤教育長 この補助金は感染症対策に使うことが限定ですが、もともとの補助金が中学校では15,000円ありますので、これを使えば、中学生は1人に対して22,500円の補助が入ることになります。やはりみんなでコロナの感染を抑えて、子どもたちが秋には修学旅行に行けるために努力してほしいと私自身は思っているところでございます。また、この補助金を使って安全に子どもたちの思い出づくりができればと考えております。

○酒井委員 私も修学旅行に今年も皆さんが行けるのを心から願っているのですが、もしも宿泊を伴う修学旅行が難しいとなったときに、昨年度も日帰りで行ける場所を代替的に選定している自治体もあったと思うのです。その場合は、この補助金の対象になりますか。

○伊藤教育長 これは修学旅行に対する補助金なので、制度上は対象になりません。ただ、昨年度もそうでしたが、代替案を子どもたちに示すということで各中学校でも準備はしてましたので、そういう意味で、もしかしたら活用できる部分もあるかもしれません。それはまた、市長部局、または必要に応じて議会で承認をいただくことになると思いますので、今、私がそれに対して補助金を出しますとは言えません。市長の権限に属する部分ですので。

○濱田委員 先ほど説明の中で割増経費の具体例がありました。バスの台数を増やすことと、現場でタクシーを使うことという移動手段の例示だと思うのですが、宿泊費で割増し相当という具体的な例というと、例えば全てシングルルームにする、食事のときに工夫するなど、そういう対策でも対象になるのでしょうか。

○伊藤教育長 昨年度の例だと、宿泊する際の部屋の人数割を少なくして、部屋を多く取ったという例があります。あとはもっと広い旅館に替えた例もあります。子どもたち1人に1.5畳くらいの計算で考えていると思うのですが、それを1人2畳で計算して、その結果部屋数が増えたら、その経費に補助金を充てることはできると思います。

○濱田委員 分かりました。

○平井委員 子どもたちが卒業文集に書くのは修学旅行が多いですね。やはり子どもたちの思い出の中には友達と寝食を共にするという経験が深く残るので、今年もぜひ実施できたら良いと思います。そして、そういう思いをまたこういう補助金という形でつけてくださって、学校としては本当に今後いろいろな形で計画がしやすいのかなと思いますので、ぜひ実施できるように願っています。

○伊藤教育長 ひとえに国民の皆さんの努力で感染を抑えていただくことが一番なので、それを願うところでございます。

それではよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、日程第3、報告第17号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、報告第17号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第4、議案第22号、海老名市教育委員会会議規則等の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料37ページをご覧ください。議案第22号、海老名市教育委員会会議規則等の一部改正についてでございます。本件につきまして議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、押印を求める手続の見直しに伴いまして、海老名市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則を定めることにより、教育委員会規則の所要の改正を行いたいためでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料39ページをご覧ください。趣旨でございます。国による押印廃止に向けた取組みやデジタル庁創設に向けた動きを受けまして、地方公共団体においても申請書等の押印を見直すこととなっております。このようなことから、海老名市教育委員会といたしましても、国及び市の押印見直しに係るマニュアルを踏まえた見直しを実施し、押印の廃止が可能なものについては、その根拠となる教育委員会規則等の一部改正を行いたいというものでございます。

2といたしまして、押印見直し等に係る原則ですが、まず1点目といたしまして、押印を求める根拠がない場合には廃止といたします。法令、条例・規則・要綱、国または県からの通知等に押印を求める根拠がないような場合には原則廃止というものでございます。また、2点目といたしまして、認印を可としている場合についても、同様に廃止といたします。認印については誰でも容易に入手できるものでありまして、個人の認証としての効果は乏しいことから、認印を可としている場合は原則廃止といたします。

このようなことを受け、海老名市教育委員会で改正する規則等についてでございますが、規則についてはこちらの太枠で記載されておりますとおり、教育総務課所管が3件、就学支援課所管が2件、学び支援課所管が1件でございます、合計6件でございます。この6件のうち、教育委員会所管分、5つの規則については教育委員会の権限で改正することができるというものでございます。

資料をおめくりください。40ページでございます。改正内容につきましては主にこちらの4点で、まず、各例規等の条文中、押印指示に係る箇所を削除するとともに、様式が定められておりまして、その中で押印欄があるものについては同様に削除いたします。また、その他必要な文言の整理をいたします。さらに、経過措置といたしましては、令和3年7月1日以前から使用している様式については、当分の間使用することができる旨を規定いたします。

この規則につきましては令和3年7月1日施行を予定しております。

41ページの上から、教育委員会規則として5件を例示しています。この5件につきまして今回は改正いたしたいものでございます。海老名市教育委員会会議規則、海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則、海老名市文化財保護条例施行規則、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則、海老名市立図書館条例施行規則でございます。

資料をおめくりいただきまして、43ページから46ページまでは押印の見直しに係る基本

的な考え方についてでございますので、後ほどご高覧いただければと思います。

47ページから53ページが海老名市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則でございます。まず、47ページをご覧ください。第1条といたしまして、海老名市教育委員会会議規則の一部を次のように改正するというので「第25条中『押印のうえ』」という文言を削ります。

次に、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正につきましては、「第6号様式中『㊦』を削り、『私の保護している児童・生徒を、次のとおり』を『次の児童生徒について、海老名市小・中学校以外の学校へ』」というように文言の整理を行います。

第9号様式については「㊦」を削り、第11号様式、第13号様式、第14号様式についても「印」を削ります。第15号様式の1、第16号様式の1は「平成」という表記と「印」を削ります。第17号様式については「印」を削り、第18号を次のように改めるということで、48ページに記載のとおり、様式を改めるものでございます。

次の49ページは海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正についてということで、こちらの規則については、第2号様式を次のように改めるということで、50ページのとおり改めるという内容でございます。また、第3号様式と第4号様式中「㊦」と「㊦」という表記を削るものでございます。次が、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。第4条といたしまして、海老名市立図書館条例施行規則の一部を次のように改正するというので、改正する様式については52ページのように改正するものでございます。

最後、53ページが海老名市文化財保護条例施行規則の一部改正でございます。こちらでも第1号様式の「㊦」を削り、また、第3号様式中「第5条第7項」を「第5条第3項」に改めるとともに、文言の整理を行うものでございます。また、第5号様式から第14号様式まで、第17号様式、第18号様式及び第21号様式から第23号までの規定中「㊦」を削るものでございます。このような形で5つの規則を改正する規則を定めるものでございまして「この規則は、令和3年7月1日から施行する。」というものでございます。

経過措置といたしまして、現在既に使用しているものについては、当分の間、必要な調整をして使用することができる趣旨を規定しております。

55ページ以降の新旧対照表にただいま申し上げた内容を記載させていただいております。

まず、55ページが海老名市教育委員会会議規則でございまして、従来、第25条、請願、陳情というところで「請願又は陳情をしようとする者は、文書により請願等の要旨並びに請願等をしようとする者の住所及び氏名を記載し、押印のうえ委員会に提出しなければならない。」という規定だったところを「押印のうえ」という文言を削除するものでございます。

次に、57ページからが海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の様式変更でございまして、第6号様式につきまして、保護者の「㊟」を削るとともに、文言の整理を行うというものでございます。

続いて、58ページ、59ページが第9号様式と第11号様式でございしますが、こちらにつきましても、学校長の「㊟」、また保護者の「印」を削るものでございます。

60ページの第13号様式も、保護者の「印」を削るというものでございます。

61ページの第14号様式は、校長の「印」を削るというものでございます。

62ページは第15号様式の1で、小学校児童指導要録でございしますが、こちらにつきましては、まず「平成」という表記を削るとともに、下から真ん中より下の左側に「校長氏名印」「学級担当者氏名印」という記載がございしますが、こちらの「印」を削るものでございます。

63ページの中学校生徒指導要録も同様に「平成」という表記を削るとともに「校長氏名印」「学級担当者氏名印」の「印」を削るものでございます。

64ページの児童出席簿も「担任氏名印」の「印」を削るものでございます。

65ページの第18号様式は生徒出席簿でございしますが、こちらも、担任氏名の「印」を削るとともに、第18号様式には従来校長印の欄が設けられていたのですが、こちらの校長印の欄も削るという改正でございします。ここまでが海老名市立中学校における学校教育法の施行に関する規則の様式変更でございします。

次の67ページからが海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の様式の改正でございまして、まず、67ページの第2号様式は、使用施設の欄の表記が「柏ヶ谷小学校」、「東柏ヶ谷小学校」、「柏ヶ谷中学校」となっておりましたが、この「ヶ」を大きい「ケ」に改めるものでございます。

続きまして、68ページ、69ページは、それぞれ申請団体の責任者名の「㊟」を削るとともに、連絡先の「☎」を削るという様式改正でございします。

次、71ページは海老名市立図書館条例施行規則の様式変更でございします。別記様式（第

5条関係)でございまして、こちらも団体名の「印」、代表者氏名の「印」を削るとともに、添付書類を改めるものでございます。

続きまして、73ページから海老名市文化財保護条例施行規則でございます。第1号様式は氏名の「㊦」を削り、74ページの第3号は条例の引用条項を「第5条第7項」から「第5条第3項」に改めるとともに、一番下の注意書きの文言の修正を行いたいものでございます。

残りの75ページから89ページまでは、全て申請者の氏名の押印を削除するものでございます。

議案第22号につきましては以上でございます。

○伊藤教育長 押印廃止に関わって、それに関わる教育委員会の会議規則の一部改正というのですが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○海野委員 私としては、61ページの第14号様式にはやはり校長の印があったほうが良いのではないかと思います。「全課程を修了したので通知いたします」とありますので。

○伊藤教育長 これは学校が教育委員会に対して、この子たちが修了しましたよとお知らせをする趣旨の書類ですので。

○海野委員 学校から保護者に出すものではないのですね。

○伊藤教育長 はい。子どもたちに渡す卒業証書などは今回の改正に入ってはいません。簡単に言うと「次の者は○年○月○日 小・中学校の全過程を修了したので通知いたします」という内容で、教育委員会に卒業生名簿を添付して送ってくるのですよ。そのための書類です。だから、子どもたちの通知表の裏面についている修了証というのは各学校で印を押しますし、卒業証書ももちろんしっかりと押印することになりますので、それは大丈夫です。

○酒井委員 何かの本でワンクリックを減らす取組が紹介されていまして、一人一人は1回押すだけですが、それが集まると膨大な量の作業になるから、少しずつそういうものを減らすという取組を推進するという内容のものを讀んだことがあるのですが、本当に1人ずつ、200人分、今まで校長などが印鑑を押していらっしやったことを思うと、細かいことかもしれないですが、こういう改革が進んでいって、少しずつでも事務が楽になって、仕事がしやすくなると良いなと思いました。

○伊藤教育長 どこに集中するかをきちんと考えなければいけません。今は印影も印刷できるではないですか。ただ、卒業証書は、名前を毛筆で書いた後に、最後、角印を押して

完了なのです。角印が滑ると、書いた人にもう一回書いてもらわなければいけないのです。だから、海老名市内の卒業証書は、中身の文章は印刷屋に頼むのです。印刷してもらいますが、名前などは毛筆で書いて、印鑑は各学校で押すのです。押印するのは各学年の数ですので、多くても230人くらいです。今泉小学校は確実に児童生徒数が一番増えるから、今泉小学校で大丈夫ということであれば、どこの学校でも継続していけると思います。そういうものはそういうもので、また別で残しておく必要はあるかなと思うのです。子どもたちにとっても卒業証書を見て、印鑑がしっかりと押してあったほうが良い気がします。ただ、そのための作業が膨大になったら、考えていく必要があると思います。

○酒井委員 書類は、省けるものを省いていけば良いですね。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第22号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第22号を原案のとおり可決いたします。

---

○伊藤教育長 次に、日程第5、議案第23号、海老名市教育委員会公印規程及び海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料91ページをご覧ください。議案第23号、海老名市教育委員会公印規程及び海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正についてでございます。本件につきまして、先ほどの規則と同様の理由により、議決を求めるものでございます。

今回、改正する規程につきましては、海老名市教育委員会公印規程と海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の2件でございます。

資料をおめくりください。93ページでございます。趣旨としましては、先ほどの規則改正と同様の理由により、押印を廃止できるものについては廃止を進めるというものでございます。



2の押印見直し等に係る原則につきましては、先ほどの規則と同様でございます。

今回改正する訓令等としましては、教育総務課所管が1件、就学支援課所管が1件、計2件でございます。この2件とも改正の権限は教育委員会にあるというものでございます。

資料をおめくりください。94ページ、改正内容も先ほどと同様でございます。施行期日も令和3年7月1日でございます。

95ページからが海老名市教育委員会公印規程及び海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の2本を改正するための規程でございます。改正箇所としましては、新旧対照表を見ながらのほうが分かりやすいと思いますので、そちらで説明させていただければと思います。

資料97ページをご覧ください。新旧対照表、海老名市教育委員会公印規程でございます。改正する箇所は第10条第4項でございます。従来は「保管者等は、公印の使用を承認したときは、決裁済原議書等の所定欄又は適当な箇所に認印を押すものとする。」という規程でしたが、新たに「保管者等は、公印の使用を承認したときは、承認の事実を文書管理システムに記録し、又は決裁済原議書等の所定欄若しくは適当な箇所に署名又は認印の押印をするものとする。」と改正するものでございます。第10条第4項の規定では2件の内容の改正を行うもので、現在、海老名市の文書管理につきましては、文書管理システムで全ての起案、決裁等を行っております。この公印の使用についても、承認した期日は文書管理システムへ記録されておりますので、改めて規程上で明文化するのが1点でございます。

2点目につきましては「認印を押す」という規定を「署名又は認印の押印をする」という形に改めるものでございます。

続きまして、資料をめくっていただきまして、98ページは海老名市教育委員会公印規程の様式を定めております。第1号様式（第5条関係）では公印取扱者届を定めておりまして、保管者の所属、氏名を記載して押印するのが従来の様式では定めておりましたが、こちらの「㊟」を削るものでございます。

99ページの公印新調、改刻、廃止申請書も「㊟」を削除いたします。

100ページの公認印影刷込承認申請書も同様に「㊟」を削除いたします。

101ページの公印事故報告書も「㊟」を削除するとともに、一番下に従来は「総務課長 経由 ㊟」となっていたところを「教育総務課長 経由」と改めるとともに「㊟」を削除す

るものでございます。以上が海老名市教育委員会公印規程の改正でございます。

続いて、103ページからが海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の改正でございます。まず、103ページは休業日授業実施届で、校長の「印」を削除いたします。

続きまして、104ページの振替授業届は日付の「平成」の表記を削除するとともに校長の「印」を削除いたします。

105ページ、106ページの臨時休業報告書、107ページの教育課程編成報告書（小学校）（表面）、108ページの教育課程編成報告書（中学校）（表面）、109ページの教務課程編成報告書（特小）、110ページの教育課程編成報告書（特中）までについては校長の「印」「印」を削除するものでございます。

111ページの校外行事実施届、続きまして、112ページの校外行事実施報告書、113ページの出席停止報告書、114ページの出席停止措置申請書、115ページの出席停止措置状況報告書、116ページの準教科書使用承認申請書、117ページの教材使用届、118ページの校務分担の担当教員等報告書、119ページの学級・教科担任報告書（小学校）、120ページの学級・教科担任報告書（中学校）、121ページの休暇承認申請書、122ページの出張承認申請書、123ページの学校長出張承認申請書については、全て学校長から教育委員会または教育長宛てに提出する書類でございますので、校長の「印」「印」を削除するものでございます。

次の124ページ、公務旅行（宿泊）復命書については、学校長の「印」を削除するとともに「上記のとおり報告を受けました」という欄の「平成」という表記を削除するとともに、海老名市教育委員会教育長の「印」を削除するものでございます。

なお、欄外の米印の2個目、従来は「職員押印のうえ、学校教育課へ2部提出」という記載を「就学支援課へ2部提出」に改めるものでございます。

続きまして、125ページの学校施設等の滅失・棄損報告書、126ページの防災計画報告書、127ページの事故発生報告書（表面）までにつきましては、学校長の「印」を削除するものでございます。

また、128ページ、第25号様式事故発生報告書（裏面）の欄外米印で「日本体育・学校健康センター」という表記を「日本スポーツ振興センター」へ改めるものでございます。

議案第23号の説明につきましては以上でございます。

○伊藤教育長 規程に関する押印、職印の廃止ですが、こうやって見ていると、よくもこ

れだけ書類があったなと感心するところでございます。

○海野委員 先生方は大変ですね。

○伊藤教育長 そうですね。でも、こういうシステムの中であったのですよ、今まで。

これは皆さん、ご意見等はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第23号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第23号を原案のとおり可決いたします。

.....  
○伊藤教育長 次に、日程第6、議案第24号、海老名市学校施設再整備計画についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料129ページをご覧ください。議案第24号、海老名市学校施設再整備計画についてでございます。

本件につきまして、海老名市学校施設再整備計画に給食調理施設を位置づけたいため、議決を求めるものでございます。

資料131ページをご覧ください。海老名市学校施設再整備計画についてでございますが、本計画につきましては、老朽化が進む学校施設の長寿命化とともに、少子化や将来の学校施設の在り方に対応した施設の再編など具体的な計画を示す海老名市学校施設再整備計画（平成30年9月策定）に、給食調理施設を追加したいものでございます。

改正内容でございますが、2点ございます。まず、1点目といたしましては、別冊資料として添付しております海老名市学校施設再整備計画の7ページ、学校施設一覧の欄外に給食調理施設の情報を加えたいというものでございます。給食調理施設としましては、1件目が食の創造館、住所は中新田4-12-2、敷地面積は5,481平米、延床面積は3,508平米、開設年度は平成24年度でございます。また、2件目が（仮称）中学校給食調理施設といたしまして、住所は中新田4-12-2、敷地面積は1,127平米、延床面積は2,300平米、開設年度は令和5（予定）でございます。これらの記載を7ページに加えたいというものでございます。

次に、2点目といたしましては海老名市学校施設再整備計画の36ページでございます。第6章の「学校施設再整備計画」の中の、1の「学校施設再整備方針」という中の(2)といたしまして、「夢のある計画に向けて」という記載がございます。その「夢のある計画に向けて」の中の[7]として、「子どもたちの願いがかなう学校環境」という欄に、新たに中学校の完全給食の実施に向けた給食調理施設の整備についての記述を追加いたします。内容といたしましては「また、子どもたちに食の保障を行うとともに、バランスの良い食事と正しい食習慣を身につけさせるため、小学校と同様に中学校においても完全給食の実施に向けた給食調理施設の整備を進めていきます」という記述を追記したいものでございます。

スケジュールとしましては、本日ご決定いただければ、7月の政策会議、最高経営会議で報告したいと考えております。今後、中学校給食の再開、実施に向けて、現在計画的に進めておりますが、そういったことを踏まえまして、しっかりと学校施設再整備計画の中に給食調理施設を位置づけたいということから、今回議案として提案させていただいたものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 中学校の完全給食は、海老名市学校給食検討委員会からの報告に基づき、皆さんにも方針を決定していただいて、今それを推し進めているところですが、海老名市学校施設再整備計画にもしっかりと位置づけるということで、改めて海老名市学校施設再整備計画に給食調理施設を盛り込むという趣旨ですが、皆さんからご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 これでは海老名市学校施設再整備計画に位置づけられましたので、教育部としては今後もしっかりと推し進めたいと思います。また何かありましたら、委員さんからもご意見等いただければと思います。

それでは、ご質問、ご意見等もないようですので、議案第24号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第24号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第7、議案第25号、令和4年度使用教科用図書（中学校社会・歴史的分野）の採択についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。

○教育部長 資料133ページをご覧ください。議案第25号、令和4年度使用教科用図書（中学校社会・歴史的分野）の採択についてでございます。本件につきまして議決を求めるものでございます。

提案理由をご覧いただきたいと思えます。令和4年度に使用する教科用図書（中学校社会・歴史的分野）につきまして、新たに文部科学大臣の検定を経た図書が発行されることから、採択の実施及びその方法等について決定いただきたいため議決を求めるものでございます。

資料135ページをご覧ください。趣旨でございます。教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「法」という。）の第14条と法施行令第15条第1項の規定によりまして、種目ごとに同一の教科用図書を4年間採択することとなっておりますが、今般自由社の「新しい歴史教科書」が文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることになったため、法施行令第15条第2項及び法施行規則第6条第3項の規定によりまして、中学校社会（歴史的分野）において採択替えを行うことが可能となっております。このような状況を踏まえまして、本市といたしましては、令和4年度教科用図書（中学校社会・歴史的分野）につきまして、改めて採択を実施することとしたい。あわせて、その実施方法については、以下のとおり定めたいということで、採択を実施するというのと、実施方法について議決を求めるものでございます。

実施方法につきましては、今年度については教科用図書採択資料作成委員会を発足させずに、文部科学省の通知「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」を基にいたしまして、次の4点を採択資料とすると考えています。

まず、1点目といたしましては、自由社の「中学社会 新しい歴史教科書」、2点目が編集趣意書、3点目が神奈川県において行う図書についての研究結果、4点目が令和2年度における採択理由や検討の経緯及び内容でございます。

今後の実施スケジュールでございますが、本日この内容をご決定いただければ、7月21日の定例教育委員会におきまして教科用図書の採択を議題として提案したいと考えています。

4番、その他をご覧ください。教科用図書（中学校社会・歴史的分野）の採択を行う際

には、法第14条の規定に基づき、以下の教科用図書についても採択を行うというものでございまして、まず、1点目が令和4年度使用小学校教科用図書、こちらは種目ごとに、昨年度採択した教科用図書と同一のものを採択するというものでございます。

2点目は、令和4年度使用中学校教科用図書（歴史的分野以外）で、こちらも小学校と同様に種目ごとに、昨年度採択した教科用図書と同一のものを採択するというものでございます。

次に、特別支援学級教科用図書については、「一般図書一覧」から、児童生徒に応じて採択するというものでございます。

今回の採択の実施とその方法等についてご決定いただければと思います。

説明は以上です。

**○伊藤教育長** 昨年、皆さんとともに時間をかけて教科書を研究して、中学校の教科用図書を採択したところなのですが、今年度のようなケースは初めてだと思うのです。自由社の歴史的分野の教科書が文部科学省の検定を通ったということで、改めてそれも含めて採択について決定したいというものでございます。海老名市は1つの採択地域として、小中学校の子どもたちの使う教科書を採択することができますので、去年のことを思い出して、皆さんにもう一度研究していただいて、7月21日の定例会において、中学校社会・歴史的分野の教科書採択を行いたいということです。もちろん昨年皆さんで採択に至ったわけですので、それらをそのまま継続するのも可能ですし、自由社の教科書を見て、置き換えるだけの価値があるとなればそれは替えることも可能だし、それぞれ皆さんで考えていただくというか、また勉強会を開いて進めたいと思いますので、このスケジュールで教科書採択を行いたいと思います。また、先ほどその他ということで説明がありましたが、実は毎年そのままで良いかということは確認しなければいけないので、中学校の歴史的分野以外と小学校は同一で良いかということは確認したいと思います。それから、特別支援学級は例年と同様、「一般図書一覧」から児童生徒に応じて採択するというものについてもご決定をいただきます。

それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

**○濱田委員** 去年、あれだけボリュームのある資料、非常に時間をかけて採択したので、4年間使用することが前提ではありますが、毎年採択を確認し合うという制度になっているのであれば致し方ないのかなと思うのですが、このタイミングで新たに検定を通った教科書は非常に不利ですよ。

○伊藤教育長 採択された教科書の内容に対して教員等は教材研究して、その教科書で既に1年間教えていますので、また改めてそれをやり直すのは非常に厳しいとは思いますが、ただ、内容そのものをしっかりと吟味して採択することが必要だとは思いますが。

○濱田委員 分かりました。

○伊藤教育長 よく研究して、皆さんで改めて採択したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○平井委員 実施方法の中で採択資料が4点記載されているのですが、これでよろしいと私は思います。ある程度研究しているので、ここにある県の研究結果とか、趣意書とかを基に採択という形で良いかなと思います。

○伊藤教育長 それでは、昨年を思い出して、また皆さんで頑張りましょう。

それでは、議案第25号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第25号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第8、議案第26号は個人情報に伴う案件でございます。海老名市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に該当することから、会議を非公開としたいと思います。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第8について会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第8を非公開といたします。

それでは、傍聴人の方については退室をよろしくお願いいたします。

(非公開事件開始)

(非公開事件終了)

○伊藤教育長 それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会6月定例会を閉会いたします。